外国人スタッフの活用
就労ビザ：技術・人文知識・国際業務

外国人が日本で働く場合の就労系在留資格（就労ビザ）で最も多いケースが、
この技術・人文知識・国際業務の在留資格です。

それぞれの頭文字を取って「技・人・国」「技人国ビザ」と呼ぶことが多くあります。
この技術・人文知識・国際業務の在留資格を一言でいうならば、大学等の高等教育などで得た
専門的知識や素養を活かして働く、いわゆるホワイトカラーの仕事、といったイメージです。

資料では、「外国人を採用する会社や経営者さま人事担当者さま」のために、
その要件や注意点などをご解説していきます。

LOGITEC ロジテック株式会社

どのような職種が該当するのか

- 技術・人文知識・国際業務の在留資格では：①技術（理系）や人文知識（文系）の分野の「専門知識」を必要とする業務、②「外国人ならでは」の思考や感受性を必要とするような業務が該当すると法令上定められています。
  いわゆる総合職で採用してジョブローテーションで社員を育てて行くことが多い日本企業にとって、何をもって理系や文系の専門知識や外国人ならではの感受性が必要な職種のか具体的な線引きは難しいところですが、現在の入国管理局の運用では以下のような職種が該当します。

図表1：技術・人文知識・国際業務で対象となる職種（例）

技術	人文知識	国際業務
IT系エンジニア	経営企画	通訳・翻訳
機械系技術者	経理・財務	語学教師
電気系技術者	総務・人事	デザイナー
研究開発職	商品企画	海外マーケティング
	金融専門職	海外貿易業務

出所：コンチネンタル国際行政書士事務所作成

該当しない職種

- 一方、入国管理局が例示している不許可の事例や実際の不許可となった事案から、技術や人文知識の専門知識を必要とする、または、外国人ならではの思考や感受性を必要とするとは認められない（＝技術・人文知識・国際業務には該当しない＝単純労働とみなされる）とされる職種例は以下の通りです。

図表2：該当しない職種（例）

業種	職務内容	
ホテル・旅館	客室清掃・荷物の運搬	レストランの配膳
	駐車場の誘導	
工場・物流	工場でのお弁当製造	商品仕訳け
職人等	漆器塗装	製品の組み立て
事務	電話予約受付＆帳簿記帳	
PC関連	簡単なPC部品交換	PCバックアップ作業
接客	コンビニの店長	飲食店の店長

出所：入国管理局HP・ヒアリング等よりコンチネンタル国際行政書士事務所作成

入国管理局の審査では、形式的な業務内容でなく、実質的な業務内容、つまり具体的にその人がどのような業務をどのくらいの頻度や業務量等をこなし、実態として専門的技術的な知見が必要なものなのか、外国人としての思考や感受性が必要なものかを判断していきます。実際の実務審査においては、特に単純作業とみなされそうな職種においては、専門的な知識を必要とする職務内容とその業務の量を明確に示して立証していかなければなりません。

技術・人文知識・国際業務の要件

- 技術・人文知識・国際業務の在留資格の取得には以下の大きく6つの要件を満たす必要があります。

- 【要件】
  ①専門的な知識・素養の必要な職種であること
  ②職務に関連するが学歴や職歴を有していること
  ③日本人と同等額以上の給料が支払われること
  ④会社と外国人の間で雇用契約等の契約が結ばれていること
  ⑤雇用する会社の経営状態が安定的であること
  ⑥外国人が法令を遵守し犯罪等を起こしていないこと

1 専門的な知識等が必要な職種	・技術や人文知識の専門的な素養が必要な職務であること または ・外国人ならではの思想や感受性の必要な職務であること
2 職務に関連する学歴・職歴	働こうとする職務に関連する ・国内外の大学卒業 または 日本の専門学校を卒業 ・もしくは、10年以上の実務経験を有すること
3 給料の水準	・日本人と同等額以上の給料水準であること
4 雇用契約	・会社と外国人との間で契約があること （雇用・派遣・請負など）
5 会社の経営状態	・会社の経営状態が安定していること （＝安定的にその外国人を雇用できること）
6 外国人本人に素行が良いこと	・外国人本人に前科や日本における法令違反等が無いこと

（1）専門的な知識や素養が必要な職種であること

- 先に見てきたように、技術・人文知識・国際業務では、専門的な知識や素養が必要な職種にしか認められていません（＝入国管理局からいわゆる単純労働とみなされる職種では認められません）。なお、これらは勤務の実態をもって判断されます。

- **十分な業務量が必要**
- たとえば、求められている専門的に知識や素養が必要な職務に対して十分な業務量が確保されているかという点です。例えば、「商学部で会計学」を専攻した留学生を「経理財務」の職種で採用しようとする場、経理財務の仕事を「主たる仕事」にできるだけの十分な業務量が確保されていることが必要になります。
- 例えば、事例を見ると、飲食店のホール係の仕事が全体の8割、会計記帳の仕事が2割では経理財務の仕事に十分な業務量があるとは認められず、入国管理局からの許可はおりません（＝入国管理局からは実態は単純労働で採用するとみなされる）。

- **研修計画とキャリアプラン**
- また、行おうとする職種に「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務が含まれる場合であっても、それが入社当初に行われる研修の一環であって、今後「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務を行う上で必ず必要となるものであり、日本人についても入社当初は同様の研修に従事するといった場合には、あらかじめ具体的な研修計画等を提出することにより、技術・人文知識・国際業務の在留資格が認められる場合があります。ただし、例えば、ホテルに就職する場合、研修と称して長期にわたって、専らレストランでの配膳や客室の清掃等のように　「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務に従事するといった場合には許容されません（入国管理局ガイドライン）。

（2）職務に関連する学歴・職歴

- 働こうとする職務に関連する以下の学歴または実務経験が必働こうとする職務に関連する以下の学歴または実務経験が必要になります

- **学歴**
- 大学卒業またはそれと同等以上の教育
  国内・海外の大学院・大学・短期大学・高等専門学校（高専）が含まれます。
- 入国管理局の審査では、学位を取得していることと職務と専攻内容の関連性を大学等の卒業証明書や成績証明書をもとに確認していきます。なお、海外の大学等の中では学位を取得できない学校があるため注意が必要です。
- ここで大学等での専攻科目と従事しようとしている業務は関連していれば良いため一致していることまでは求められません（関連性の審査が緩やか）。
- **専門学校**
- 日本の専門学校（専門士）のみが対象となります。
- 専門学校の卒業者は大学等の卒業者よりも「専門学校での修得科目」と「従事しようとする業務」との関連性を厳しく審査されます（関連性の審査が厳しい）。
- 要になります。

図表3：学歴

	対象となる学歴	
大学卒業または同等以上（日本および海外を含む）	大学院	大学
	短期大学	高等専門学校（高専）
専門学校	日本の専門学校のみ	

実務経験

- 技術・人文知識に関連する職務の場合：１０年以上の実務経験
- 外国人ならではの思想・感受性に関連する国際業務：３年以上の実務経験（大学を卒業した人が翻訳・通訳・語学指導をする場合は実務経験不問）

- **１０年以上の実務経験が必要な場合**
- 最終学歴が高校（High School）卒業の場合など、職務に関係のある大学等または専門学校の卒業をしていない場合には、技術・人文知識に関連する職務の場合には10年以上の実務経験が必要です。この10年間には、大学や高校等でその技術などの専門分野に関連する科目を先行した期間を含みます。
- 実務経験の証明は、過去に勤めた会社での在籍証明書などの書類を集めて立証する必要があるため、円満退社をしていないなどでそれらの書類を集めることができない場合には実務経験が証明できず、在留資格を取ることができなくなる場合があることには注意が必要です。

- **３年以上の実務経験**
- また、外国人ならではの思想や感受性が必要とされる国際業務には3年以上の実務経験が必要です。大学を卒業した人が翻訳・通訳・語学指導をする場合は実務経験不問であることはポイントです。
- 例えば、美術やスポーツ体育を専攻した大卒者であっても、翻訳や通訳、語学学校の教師であれば実務経験なしで従事することができます。

（3）給料の水準

- 同じ会社に勤めている日本人の従業員と同じ給料水準を支払っていなければなりません。採用当初は、日本語能力の問題などで十分なコミュニケーションを取ることができないなどのハンディキャップがあることも想定されますが、だからと言って日本人よりも給料を低く設定することは許されません。

- 大卒新卒者であれば、その会社の日本人の大卒新卒者と同等として簡単ですが、専門職研究職などでの中途採用であれば、その人の学歴や職歴、ポストの有無によっても異なるため、その会社の給与テーブルや実際の給料を参考にします。

- なお、給料の水準は、賞与（ボーナス）などを含めた1年間従事した場合に受ける報酬を12分の１として計算します。

- この場合、報酬とは「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの(課税対象となるものを除きます。)は含みません（入国管理局ガイドライン）。

（4）会社と外国人の間で雇用契約等の契約があること

- 「会社と外国人本人との間」で、雇用契約等の「契約」があることが必要です。会社が契約する場合に加えて、個人事業主が外国人を雇用する場合も含まれます。雇用契約の他にも派遣契約や請負契約、業務委託契約など含まれますが、特定の会社等と継続性が見込ませるものでなければなりません。

- 既に就職が決まっていることの証明として、雇用契約書や内定通知書等を入国管理局へ提出することになります。そこには（３）でみた労働条件等を記載している必要があります。

- その場合、在留資格がまだ許可されておらず、働けるかどうかがわかりませんので、「本契約は日本政府による就労可能な在留資格の許可または在留期間の更新を条件として発効する」といった条件をつけておくことが一般的です。

（5）会社の経営状態

- 採用しようとする外国人を安定的継続的に雇用するために、採用する会社の経営業態が安定していることが求められます。経営状態については、実際の審査では決算書等を証明資料として提出します。
- なお、企業は、その企業規模等に応じて、カテゴリー１から４までに区分されています。カテゴリー１は上場会社、カテゴリー２は人件費を概ね年間1億円以上くらい支払う中堅規模以上の未上場企業、カテゴリー３はそれ以外の中小企業や零細事業者、カテゴリー４が新設会社のイメージです。

図表4：企業のカテゴリー

カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
日本の上場企業 保険会社（相互会社） 日本又は外国の国・地方公共団体 独立行政法人 特殊法人・認可法人 日本の国・地方公共団体の公益法人	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,500万円以上ある団体・個人	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く）	左のいずれにも該当しない団体・個人
上場企業 政府・地方自治体	未上場の大企業・中堅企業	中小零細企業	新設する会社など

- カテゴリー１と言われる上場会社などでは、ほとんど問題にはなりませんが、カテゴリー３の中小企業で、かつ、業績が赤字決算である場合などは、雇用の安定性継続性が見込めないのではないかということで、審査が厳しくなる傾向があります。その場合、事業計画書を添付して経営状態について追加の説明を行う必要が生じます。
- また、新しく立ち上げた会社の場合は、決算をまだ行っていないので、事業計画書の提出が必須となります。

（6）外国人の素行が良いこと（前科や法令違反がないこと）

- 外国人本人の素行が善良であることが前提となります。つまり、本国で重大な犯罪を犯していたり、国内で犯罪行為を犯していないこと、法令を遵守していることです。例えば、オーバーステイをしていないか、留学ビザで日本に滞在している留学生では、アルバイトの就労時間制限（週２８時間）の遵守などには注意が必要です。また、離婚して在留資格が変わった場合などの在留カードの記載事項に係る届出、転職をした場合などに所属する機関等に関する届出などの義務を履行していることが必要です（入国管理局ガイドライン）。

専修学校(日中通訳翻訳学科)を卒業し，専門士の称号を付与された者から，本邦の漆器製品の製造を業務内容とする企業との契約に基づき，月額12万5千円の報酬を受けて、中国語翻訳・通訳、漆器の塗装補助業務に従事するとして申請があったが，通訳・翻訳業務については，それを主たる活動として行うのに十分な業務量があるとは認められないこと，漆器塗装は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められず，「人文知識・国際業務」、「技術」 のいずれにも当たらないこと、申請人と同時に採用され，同種の業務に従事する新卒の日本人の報酬が月額17万円であることが判明したため，日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けているとはいえないことから不許可となったもの。

- このケースでは、入国管理局からは、①中国語の翻訳・通訳は業務量が少なく翻訳通訳は主たる業務と認められないこと、②漆器塗装補助は専門的な技術や知識を活かしたものと認められないこと（＝申請した漆器塗装補助の業務は単純労働とみなす）、③そもそも日本人従業員よりも大きく給料も低い、といった典型的な不許可事例です。

- **もしもですが、このケースで、**
- **１）日本でMBAを取得した中国人留学生に漆器製造の老舗業者が、**
  製品の中国への輸出拡大のためのマーケティング業務及び営業を、
- **２）日本人と同等以上の報酬を支払って、申請する場合には**

許可される可能性が高いかと思われます。

- もちろん、後付けの理由でなく業務実態を伴っていることが前提です。
- イメージはつかめましたでしょうか。

技術者ビザ対象職種

右の写真に書いてある職種は、全て**技術・人文知識・国際業務**の項目に当てはまります。

現時点でも人材が不足している職種であり、なかなか日本人の若者が資格を習得しようとしない職種でもあります。

しかし、中国・東南アジアの若者は大学や専門学校でこれらの技術を学び、母国でも就労経験がある人達で経験も豊富です。

同じような職種であり仕事内容であるのに、国が違えばかなりの賃金格差がある為に、彼等は日本での就労を目指しますし、現在、日本国内で就労中の人たちも多く、転職希望の人達もある一定数の割合でいるという事です。

彼等は、日本で働く目的が明確であり、仕事も熱心に取り組みます。今の、日本の若者が望む就労条件では無く、しっかり働いてしっかり賃金を頂く、企業が求める就労メンタルは日本人の若者よりはるかに高いのです。

働く意欲が薄い人を無理矢理に就労させるのではなく、しっかり働きたい意欲を持っている優秀な人材を「ご紹介」する。

こういうビジネスで新たな収益化を図ろうと考えています。

【技術者ビザ対象職種】

CAD・設計技術者	Auto CAD ・CADCAM 金型設計・ 建築設計
IT 技術者	アプリケーション開発(オープン・WEB)・ ネットワーク・サーバ運用・保守 アプリケーション開発(汎用) ・ 通信インフラ設計・構築 アプリケーション開発(制御・組み込み) ・ 社内 SE パッケージソフト・OS 開発 ・ サポート、ヘルプデスク ネットワーク・サーバ設計・構築
機械技術者	半導体設計 生産技術 ・ プロセス開発 回路設計 ・ システム設計 品質・生産管理(電気、電子、機械、半導体) 制御設計(電子機器、精密機器) FAE 制御設計(自動車、各種機械) サービスエンジニア、整備士 機械・機構設計(電子機器、精密機器) 製造スタッフ、技能工(電気、電子、機械、半導体) 機械・機構設計(自動車、各種機械) その他、電気・電子・機械・半導体技術関連職 筐体設計、金型設計

※採用対象・・・・・機械設計／製造学部・工学部 電気／電子学部の短大(規定有り) 大学・大学院を卒業した者です

※通訳・翻訳者は人文国際ビザを取得します

技術者とは・・・　総務省管轄の入国管理局のもと個人のスキルを活かした高度人材外国人の事である。

技能実習生とは・・・　厚生労働省と法務省との連携機関の外国人技能実習機構の認可が必要な制度である。

	技術者	技能実習生		
学歴	大学卒業	中学･高校卒業		
ビザ	技術ビザ	技能実習ビザ		
業種	技術者としての業務	技能実習機構認定職種のみ		
日本語レベル	N3～N2レベル	N5～N4レベル		
受入可能人数	制限なし	制限あり（従業員50人以下は3人迄）		
受入可能期間	特に決まりは無い	新制度最大5年		
受入までの期間	2～5ヶ月	6～8ヶ月		

技術者雇用のメリット・デメリット

■■■　技術者（技術ビザ）　■■■

技術ビザでの就労許可は大学で専攻した科目に関連した業務に従事することが条件となります。

メリット	デメリット
★　雇用できる人数に制限がない	■　給与水準が高い（能力ベース）
★　派遣単価に比べ大幅にコスト削減	■　短期雇用が困難
★　大学卒でなおかつ専門的な知識・技術を学んでいる	
★　長期雇用が可能（残留期間1年~5年、更新可能）	
★　技術実習生・日系人のリーダーとなれる	
★　就労意欲・技術習得意欲が非常に高い	
★　雇用期間中の管理責任が小さい	
★　雇用時・ビザ更新の提出書類が実習生に比べ少ない	

技術者受け入れまでの流れ

■■■　技術者を日本へ就労目的で（技術ビザ）ご紹介する場合　■■■

（ロジテック対応）

≪日本在住の外国人（技術ビザ）をご紹介する場合　≫

＊ご依頼→就労条件ヒアリング→候補者人選→見学→面接→申請→就労という流れです。

ロジテック株式会社

ロジテックが選ばれる7つの理由

①技・人・国だと滞在期間に制限がありません。（永住権まで取得可能）

②大卒・短大卒以上の若く　優秀な人材を確保

③アジア圏10カ国の現地法人/日本法人との提携

④先行して現地にて日本の生活習慣・日本語教育を実施

⑤お申し込みいただいてから約2～3ケ月で採用が可能（日本在住者なら１カ月弱程度）

⑥日本在住の外国人技術者が多数。安定した人材供給体制を構築

⑦社会保険手続き他住まいなど生活環境すべて当社にて準備（ワンストップサービス）

ご質問、ご案内の希望などございましたらお気軽にお問い合わせください
ロジテック株式会社　TEL:093-632-1081